

# 令和元年度（2019年度） 都道府県・政令指定都市 修学旅行実施基準概要一覧

〈小学校・中学校・高等学校・特別支援学校〉

2019年4月現在

※表中、「県立中」には県立中学校、県立中等教育学校等を含む。

## ◆北海道

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他（車・船中泊・航空機利用等）
(A) 宿泊研修（宿泊を伴う集団活動を主とするもの） (B) 見学旅行（現地での見学や体験を含める学習活動を主とするもの）							
小・中	市町村教育委員会の定める基準による				小・中 (A) (B) 共通 (1) 3名まで2名、10名まで3名、40名まで4名、以降40名までごとに1名加算。 (2) (1)の引率者数に実施学級数が3～4は1名、5～6は2名、7学級以上は3名加算		市町村教育委員会の定める基準による 高；車船中泊2泊以内 海外の場合、ねらいが明らかで生徒の安全が確保されるものについて認める 事前に教育長と協議する
高	(A) 2泊3日以内 (B) 5泊6日以内 ☆(海外) 4泊5日以内	予算の範囲内とし、必要最小限度とする	(A) 在学中1回 (B) 最終学年又はその前年度	100%	(A) は最寄りのところ (B) 日本国内。 ただし、海外での諸活動を通じて国際的視野を養うなど実施のねらいが明らかで、生徒の安全が確保されるものについては、旅行先を海外とすることを認める。	高 (A) (B) 共通 (1) 20名まで3名、40名まで4名、以降40名までごとに1名加算。 (2) (1)の引率者数に実施学級数が4～5は1名、6～7は2名、8学級以上は3名加算	
特別支援学校	小 (A) 1泊2日以内 (B) 1泊2日以内	予算の範囲内とし、必要最小限度とする	(A) 見学旅行実施の時期との関連を考慮し、各学校で定める (B) 最終学年	100%	小 (A) は最寄りのところ (B) は全行程 500 km 程度 中 (A) は最寄りのところ (B) は全行程 1200 km 程度	3名まで4名、5名まで5名、7名まで6名、9名まで7名、以降7名ごとに1名、重複、訪問、肢体不自由の生徒は2倍、知的障害高等部生活科生徒は1.3倍で算出	小 (A) (B) ; 車船中泊は避ける中； (A) 車船中泊は避ける (B) 車船中泊は1泊にとどめる
	中 (A) 1泊2日以内 (B) 3泊4日以内						
高	高等学校の基準に準拠する						

## ◆青森県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村立の小・中は市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日以内	規定なし	在学期間中1回	原則として全員参加	規定なし	次のア・イの合計数 ア. 参加生徒数を30で除して得た数 (1未満の端数は切上) イ. 参加生徒数を150で除して得た数 (1未満の時は1、1以上で1未満の端数は切捨)	航空機利用可、海外も認める ※実施基準には規定がない
高	5泊6日以内 (教育委員会が認めた場合は、 6泊7日以内ができる)	規定なし	在学期間中1回	原則として70%以上	規定なし		
特別支援学校	小・中・高	規定なし	小学部・中学部・高等部の 各在籍期間中それぞれ1回	小・中は原則として全員 参加 高等部は高の基準に準 ずる	規定なし	障害の程度により弾力的に対応	

## ◆岩手県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日以内	90,000円以内	在学中1回	原則として全員参加	国内とする	学級数に1.5を乗じた数+1名	
高	国内：5泊6日以内 海外：5泊6日以内	旅費 95,000円以内 地域的事情により県内 移動に係る交通費の割 合が大きく、上限額を超 える場合は保護者の経 済的負担が過重になら ないよう十分配慮する。	上記に同じ	上記に同じ	旅行先(目的地)を限定 しないものとする	学級数に2.0を乗じた数	海外は、実施1年前までに教育委 員会と協議する
特別支援学校	小・中・高	旅費 95,000円以内 地域的事情により県内 移動に係る交通費の割 合が大きく、上限額を超 える場合は保護者の経 済的負担が過重になら ないよう十分配慮する。	上記に同じ	上記に同じ	小：県内および隣接県 中：国内とする 高：旅行先を限定しない ものとする	児童及び生徒4名につき、それ ぞれ1名、さらに児童及び生徒 8名につき1名教員又は寄宿舍 指導員等を加える	児童生徒の状況に応じて保護者 等が同行する場合もある

◆宮城県

校種	旅行期間	旅 費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小	市町村教育委員会の定める基準による						
・中	2泊3日以内	県立中：55,000円	最高学年又はその前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	40名以下2名、40名超は20名につき1名加算	
高	4泊5日以内 ☆海外も同じ	県立高： 国内91,000円 海外162,000円					
特別支援学校	小・中・高 1泊2日以内 2泊3日以内 4泊5日以内 ☆(海外)〃	小：22,000円 中：55,000円 高：国内91,000円 海外162,000円	最高学年又はその前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	特別支援学校にあっては、児童生徒の実態に応じた数	小・中：車船中泊、航空機利用は行わない 高：海外修学旅行は、県教委と事前協議の上、前年9月30日までに計画書を提出し、教育長の承認を受ける

◆秋田県

校種	旅行期間	旅 費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
中	3泊4日 車船泊は1泊以内	保護者の負担の軽減を考慮し、目的達成の必要最小限の額になるように配慮する	最終学年または前学年 在学中1回	原則として全員参加	規定なし	引率教員は少なくとも2名とし、参加者多数の場合は生徒数を30で除した商(端数切り上げ)に1を加えた数とする。外に校長又は校長の命ずる学校を代表する教員1名を引率責任者として加える。(中学校は「加えることができる。」)	航空機利用を認める。 海外修学旅行は出発予定日の1年前までに計画書を提出し、教育長の承認を受ける。
高	4泊5日以内 車船舶は1泊以内 ※海外修学旅行の場合は5泊6日以内		在学中1回				
特別支援学校	小・中・高 小：1泊2日以内 中：3泊4日以内 高：4泊5日以内	目的の達成と、保護者の経済的負担を考慮して、各学部において適切な額となるように配慮する	各部の最終学年 又はその前学年 各学部に在学中1回	原則として全員参加	規定なし	児童生徒の実態に応じた適切な数(養護教諭又はこれに代わる者を含める)+責任者1名	小・中・高等部とも航空機の利用を認める。 高等部の修学旅行において、海外修学旅行は出発予定日の1年前までに計画書を提出し、教育長の承認を受ける。

◆山形県

校種	旅行期間	旅 費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						高；航空機利用を認める主な条件 ・航空機の利用の必要性が認められること ・参加生徒及び保護者の同意が得られること ・欠航等の緊急時の対策が講じられること
高	4泊5日以内 ☆(海外) 4泊5日以内	国内： 内陸95,000円を目安、 庄内98,000円を目安 海外：120,000円を目安	規定なし	原則として全員参加	国内(特に規定なし) 海外(特に規定なし)	限定なし	高；海外修学旅行の計画に当たっては、事前に教育委員会と協議する
特別支援学校 小・中・高	高校に準ずる	特に規定なし (保護者の過重負担にならないように配慮すること)	規定なし	原則として全員参加	特に規定なし	規定なし	

◆福島県

校種	旅行期間	旅 費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定めた基準による						高；修学旅行実施届けを実施2か月前までに教育長あて提出する
県立中・高	4泊5日以内	保護者の負担過重にならないよう配慮する	規定なし	原則として全員	制限なし	中・高全日制； 1～3学級 学級数+2名、 4～7学級 学級数+3名、 8学級以上 学級数+4名 高定時制・通信制：参加人数÷30+2を原則とする	海外については実施10か月前までに旅程表及び見積り表を添付の上で、修学旅行実施計画書を教育長あて提出する
特別支援学校 小・中・高	小：日帰りを原則 実情により1泊2日も可 中：2泊3日以内を原則 実情により3泊4日も可 高：4泊5日以内	小：日帰りは20,000円以内、 泊まりは40,000円以内 中：2泊3日までは55,000円以内 3泊4日は70,000円以内 高：国内100,000円以内、 海外は保護者の負担過重にならないように配慮する	規定なし	上記に同じ	国内は制限なし、 海外は近隣諸国	原則として参加児童生徒数の3分の2以内で少数第1位を切り上げた人数以内、重複障害学級(訪問学級を含む)については参加児童生徒数に3人を加えた人数以内	小・中・高：車船中泊は避ける 高：航空機を利用する場合は、計画の段階で県教委と協議する

◆茨城県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中	小：1泊2日以内 中：2泊3日以内	保護者の過重な負担とならないようにする	小・中とも原則として最終学年(6年・3年)	小・中：原則として全員が参加できるよう計画	小・中：目的及び実施計画の策定に記述された内容等に照らして、学校の実態を踏まえ、十分に調査研究した上で選定する	当該学年の学級数を基準として、それに学校の実態に応じた必要と認められる人数を加える	航空機利用可
高	4泊5日以内 海外：4泊5日以内	極力節約し、保護者の負担軽減を図る	全日制2年又は3年 定時制3年又は4年	大多数が参加できるものでなければならない	各学校が、実施目的及び実施計画の趣旨に基づき、十分な調査研究をした上で決定する	おおむね30名に1名の割合	高：航空機利用可 海外修学旅行は国内修学旅行に準ずる。実施に当っては1年前までに高校教育課と協議する。
特別支援学校	小：1泊2日 中：2泊3日 高：4泊5日以内 海外：4泊5日以内	保護者の過重な負担とならないようにする	最終学年又はその前学年	当該学年在籍児童生徒数の大多数が参加するものでなければならない。	小・中・高等学校にそれぞれ準じる。	おおむね参加児童生徒2人に1人の割合	高：航空機利用可 高：海外修学旅行を認める。実施に当っては国内修学旅行に準ずる。実施の場合は1年前までに特別支援教育課と協議する。

◆栃木県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小	市町教育委員会の定める基準による						
中 県立	4泊5日以内	保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。 なお、修学旅行の経費の上限については教育委員会が別に指示する。	第2学年9月以降 又は第3学年	原則として全員参加	規定なし	概ね生徒20名に付1名とする。また、やむを得ない場合を除き、校長または教頭が参加する。養護教諭またはこれに代わる者が必ず同行するものとする。	車船中泊はしない 航空機利用については規定なし 高：海外を認める。 計画する場合、実施1年前までに、 <b>高校教育課</b> に相談し、協議する。実施 <b>30日前</b> までに、教育長に申請し、承認を受ける。
高			全日制： 第2学年9月以降 又は第3学年 定時制・通信制： 第3学年以降とする				
特別支援学校	小：1泊2日以内 中：2泊3日以内 高：4泊5日以内		小：第5学年9月以降 又は第6学年 中：第2学年の9月以降 又は第3学年 高：第2学年9月以降 又は第3学年		小・中：国内 高：規定なし	特別支援学校については、児童生徒の障害の状況に応じた適正な数とし、教育委員会が別に指示する。また、やむを得ない場合を除き、校長又は教頭が参加する。養護教諭又はこれに代わる者が必ず同行するものとする。	車船中泊はしない 航空機利用については規定なし 高：海外を認める。 計画する場合、実施1年前までに <b>特別支援教育室</b> に相談し、協議する。 <b>実施30日前</b> までに教育長に申請し承認を受ける。

◆群馬県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
高	(国内)120時間以内 (海外)144時間以内	国内：方面別標準額を定める 海外：規定なし (適切な額)	全日制は原則として2年以上 定時制は原則として3年以上	全：在籍数の80%以上 定：70%以上	国内：日本全域 海外：近隣のアジア諸国	(1) 1学級に対して、1名ないし2名の比率とする。 ただし、1学級で実施する場合及び海外修学旅行を実施する場合はその合計人数に1名を加えることができる  (2) 宿泊を要する修学旅行にあつては、引率責任者は原則として校長、副校長又は教頭とし、上記の引率指導者の数の枠外とする  (3) 養護教諭又は養護助教諭が同行する場合及び特別支援学校における修学旅行で、重度障害の児童生徒が参加するため、特に必要とされる引率者はそれぞれの引率指導者の数に加えることができる。  (4) 教育長は、特に必要と認めるときは(1)～(3)とは別に定める人数を加えることができる。	航空機及び船舶の利用を認める主な条件 (1) 目的を達成するための交通手段として必要がある場合 (2) 参加生徒及び保護者の同意が得られていること (3) 欠航等の緊急事態に十分対応できる方策が講じられていること
特別支援学校	小	1泊2日	高校と同様	原則として6学年	在籍数の90%以上 (視聴・聴覚・肢体・病弱特別支援学校は70%以上)		
	中	2泊3日以内	高校と同様	原則として3学年			
	高	高校と同様	高校と同様	原則として2年以上			
	市立養護学校は市教育委員会の定める基準による						

◆埼玉県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小：1泊2日以内 中：2泊3日以内 (72時間以内)  高：4泊5日以内 (120時間以内)	小・中： 目的の達成と保護者の経済的負担を考慮し、適正な額とする。  高： 国内修学旅行は 95,000 円 海外修学旅行は 100,000 円 (外国語科等設置校等国際交流に特色があると県教育委員会が認めた学校については 130,000 円) 以内	小・中：最終学年 又はその前学年。  高：在学中1回に 限り中・高学年に おいて実施する。	小・中： 85%を下らない。  高： 70%を下らない。	小・中：規定なし  高：国内及び海外と する。 海外旅行の実施につ いては埼玉県立高等 学校修学旅行実施要 項に定める。	小・中：児童生徒 15～30 人 に対し教員1名、ただし、引率責 任者・学校医及び養護担当教員 は別枠とする。  高：生徒 15～30 人に対し教員1 名、ただし、引率責任者及び保 健責任者は別枠とすることが できる。	中：実時間 72 時間の範囲で 車中泊 1 泊増可  高：航空機の利用条件 ① あらかじめ参加生徒数及び 保護者の同意を得ること。 ② 緊急事態に対応できる方策 を予め講じておくこと。
特別支援学校 小・中・高	上記に同じ	小・中： 目的の達成と保護者の経済的負担を考慮し、適正な額とする。 高： 目的の達成と保護者の経済的負担を考慮し、95,000 円以内	小・中；最終学年 又はその前学年。  高：在学中1回限 り中・高学年に おいて実施する。	小・中： 85%を下らない。  高： 70%を下らない。	小・中：規定なし  高：国内及び海外と する。 海外旅行の実施につ いては、埼玉県立高 等学校修学旅行実施 要項に定める。	小・中：児童生徒 5 人に対し て教員1名、但し引率責任者・学 校医及び養護担当教員は別枠 とする。 高；生徒 5 人に対し教員1名、 ただし、引率責任者及び保健責 任者は別枠とする。	中：実時間 72 時間の範囲で 車中泊 1 泊増可。  高：航空機の利用条件 ① あらかじめ参加生徒数及び 保護者の同意を得ること。 ② 緊急事態に対応できる方策 を予め講じておくこと。

◆千葉県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村町教育委員会の定める基準による						
高	4泊5日以内 海外の場合も同じ	保護者の経済的負担を 十分考慮してその軽減 に努力する	規定なし	全日制 80%以上 定時制 70%以上	日数の範囲内で、ゆとりある 日程を十分把握し選定する。 海外の旅行先は、政情の安定 した近隣諸国とする	学級数×1.5+2 名 +(1)名、(1)名とは 8 学級以上の学校 の修学旅行実施に 適用	海外修学旅行については、実施日の前6ヶ月ま でに県教育委員会に実施承認申請書を提出し、 承認を受けなければならない
特別支援学校 小・中・高	小：1泊2日以内 中：2泊3日以内 高：3泊4日以内	保護者の経済的負担を 十分考慮してその軽減 に努める	規定なし	原則として全員参加	教育効果を高め、ゆとりある 日程が組めるよう、交通機関、 宿泊地等の状況を十分把握し たうえで選定する。	児童・生徒 3 人 につき 1 人+引率責任 者を原則とする。	・医師、看護師の同行については「県立特別支援 学校修学旅行安全対策事業実施要項」による。 ・航空機利用は前年度中に県教育委員会と協議 する。 ・海外修学旅行については実施日の前6ヶ月ま でに県教育委員会に実施承認申請書を提出し、 承認を受けなければならない。

◆東京都

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小・中： 区市町村の基準による  高：国内3泊4日 海外120時間以内	小・中： 区市町村の基準による  高： 国内86,000円以内(税抜) 海外115,000円以内(税抜) ただし燃油特別付加運賃、 渡航手続き費用、その他の 個人的経費を除く	小・中： 区市町村の基準による  高：最高学年又はその前 年の9月以降	小・中： 区市町村の基準による  原則として全ての生徒 が参加できるように計 画すること	小・中； 区市町村の基準による  高：規定なし ただし、海外修学旅行に ついては、規定はない が、ガイドラインによ り、安全、衛生、治安が 良好な方面を選出する	小・中： 区市町村の基準による  高：学級数×1.5+2名 (概ねの基準)	高：小笠原諸島への修学旅行 のガイドライン ① 実施時間：実施時間の 上限「96時間」に、小笠 原との往復の船に要す る時間を含めないもの とする ② 船中泊：2泊まで認める ③ 船内での活動：船内にお ける生徒の体験プログ ラムを用意すること  高：体験型修学旅行等に おける民家等への分宿 修学旅行等の体験学習にお いて、その目的を達成する上 で、民家等への分宿が不可欠 である場合についてのみ分 宿とすること ① 体験活動、分宿を斡旋す る現地の団体が地方公 共団体の公認団体であ ること ② 教員は2名以上の単位 で分散して宿泊するこ と
特別支援学校 小・中・高	小：日帰り 中：72時間以内 高：96時間以内	保護者の経済的負担を考 慮し、費用の軽減を図るこ と 小学部：20,300円以内 中学部：54,800円以内 高等部：85,000円以内	小：6年 中：3年 高：最高学年又はその前 年の9月以降	原則として全ての児童、 生徒が参加できるよ うに計画すること	小：規定なし 中：規定なし 高：規定なし	小：規定なし  中・高：肢体不自由 2(生徒)=1(引率者) 肢体不自由以外 2.5(生徒)=1(引率者)	小・中・高： 船車中泊は原則として認め ない  船舶利用については、利用申 請書を作成し学校経営支援 センターと協議する



◆神奈川県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)	
小・中	市町村教育委員会の定める基準による							
高	4泊5日以内 海外修学旅行:5泊6日以内(144時間以内)	保護者の経済的負担を十分考慮した適切な額	在学中	全日制:80%以上 定時制:60%以上 通信制:事前協議	海外修学旅行においては、政情が安定し受け入れ体制の整った国、地域を選定すること	学級数×1.2+2名	実施3ヶ月以前に宿泊旅行実施届により届け出る 海外修学旅行においては、海外修学旅行実施計画書を実施6ヶ月前までに教育長に提出し協議を行う	
特別支援学校	小	適切な額 保護者の経済的負担を十分考慮する	小:最終学年 中、高:規定なし	原則として80%以上	規定なし	引率指導教員基準数は、 (2+係数×参加児童・生徒数)名とする。(小数点以下は切り捨て)なお、係数については、別表のとおりとする。 ただし、引率指導教員の数は参加児童・生徒の実態を考慮して、校長の責任において適切な人数を配置することができるものとする。 なお、引率指導教員の中には、養護教諭または保健衛生に心得のある者を含めるものとする。また、引率責任者として校長、副校長、教頭のいずれかが加わることが望ましい。 市立特別支援学校は、市教育委員会の定める基準による。	全学部共通: 長時間の鉄道、バス、船舶の利用について慎重に行う。実施日6ヵ月以前概案、1ヶ月以前に届けを提出し、実施後2週間以内に報告を提出する。  高: 航空機による目的地の利用空港は、新千歳、函館、福岡、長崎、那覇の5空港に限定する。また、航空機利用の場合は、2泊3日以内とする。  市立特別支援学校は、市教育委員会の定める基準による。	
	中							2泊3日以内
	高							3泊4日以内 但し航空機利用の場合は、2泊3日以内
	市立特別支援学校は、市教育委員会の定める基準による。		市立特別支援学校は、市教育委員会の定める基準による。	市立特別支援学校は、市教育委員会の定める基準による。	市立特別支援学校は、市教育委員会の定める基準による。	市立特別支援学校は、市教育委員会の定める基準による。		

別表

	小学部	中学部	高等部	県立高等学校に設置している分教室
視覚障害教育部門	0.5	0.5	0.5	
聴覚障害教育部門	0.3	0.3	0.3	
知的障害教育部門	0.5	0.5	0.4	0.2
肢体不自由教育部門	0.9	0.9	0.9	
病弱教育部門	0.5	0.5	0.4	

## ◆新潟県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による。県立中学校については、第1学年及び第2学年は日帰りとし、第3学年は2泊3日以内とする。						
高	5泊6日以内	基準は定めていないが、低廉にすること	在学中1回	規定なし	海外も含め、旅行範囲について特に限定しない。	1学級につき3名を基準に、1学級を増すごとに1名増す	航空機の利用を認める
特別支援学校	小	県立：日帰り 小6に限り1泊2日 小5は承認を得て宿泊可 市立：市教育委員会の定める基準による	泊を伴う修学旅行は 在学中1回			1学級 5人 2学級 6人 3学級 7人 4学級 9人 5学級 10人 6学級 11人	
	中	県立：中1、中2は日帰り、中3は2泊3日以内、 中2は承認を得て宿泊可 市立：市教育委員会の定める基準による	泊を伴う修学旅行は 在学中1回				
	高	県立：高校と同じ 市立：市教育委員会の定める基準による					

## ◆富山県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小：実施しない 中：3泊4日以内 高：4泊5日以内 海外の場合も同じ	中：規定なし 高：過重とならないよう配慮すること	中：最上学年若しくはその前学年 高：規定なし	中：全員参加を建前とする 高：規定なし	中・高：規定なし	中：30名につき1名+校長(又は教頭)+学年主任+養護教諭+生徒指導主事(特別支援学級の生徒が参加する場合、特別支援学級担任が参加する)  高校：60名までは2名、それ以上は、超過する人数が30名に達するまでごとに1名を増す 海外の場合には1名を増すことができる	中：市町村教育委員会の定めによる。なお、車中泊を含める場合は、なるべく帰路とし、1回に限る。  高：海外修学旅行の計画は教育委員会と事前協議する、又協議の上日数を延ばすことができる
特別支援学校	小：1泊2日以内 中：3泊4日以内 高：4泊5日以内	過重とならないよう配慮すること	規定なし	規定なし	規定なし	障害の状態、日程、参加者数に応じて	実施について 小学部：各学校に一任している 中学部：中学校修学旅行実施基準に準ずる 高等部：高等学校修学旅行実施基準に準ずる

◆石川県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小:原則として宿泊を要する旅行は実施しないこと ただし、在学中1回のみ1泊2日までのものは実施して差し支えない 中:3泊4日以内 高:4泊5日以内	積立金によることを原則とする	小:在学中1回までとし、最上学年とする  中・高:在学中1回までとし、最上学年又はその前学年とする	小・中・高:80%以上	小:県内 中:国内 高:規定なし 海外修学旅行の場合は、韓国など近隣諸国とする	小・中・高: 児童・生徒数30名までは2名、更に30名増すごとに1名を加えた数	中・高: 車(船)中泊は1回までとする
特別支援学校 小・中・高	小・中・高に準ずる	小・中・高に準ずる	小・中・高に準ずる	小・中・高に準ずる	小・中・高に準ずる	児童・生徒数5人につき1人を基準とする 海外修学旅行にあつては、県教育委員会事務局学校指導課と協議の上、決定するものとする	小・中・高に準ずる

◆福井県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町教育委員会の定める基準による。県立高志中学校は県教育委員会の定める基準による						
高校	110時間以内	保護者の経済的負担を考慮し、必要最小限度の額とする	最上学年 又はその前学年	全員参加を基本とする。 やむを得ない事情で不参加がある場合でも85%以上の参加を原則とする	原則として国内とする。 目的やねらいによっては旅行地を海外に求めることもできる (県教委との事前協議)	少なくとも2名以上、参加者が多い場合は、生徒30名につき1名を標準とする	特別支援学校(小・中・高) 長時間のバス利用については、児童生徒の疲労等を考慮し、慎重に行う 夜行の交通機関の利用にあたっては、1回を限度とする 必要に応じて航空機を利用することもできる
特別支援学校 小・中・高	小:34時間以内 中:58時間以内 高:82時間以内	保護者の経済的負担を考慮し、必要最小限度の額とする	最上学年 又はその前学年	児童生徒の実情を勘案して実施する	原則として国内とする、 なお修学旅行の目的やねらいによっては、旅行地を海外に求めることもできる	盲・ろう学校: 4人に1人 養護学校: 3人につき1人	高校 航空機の利用にあたっては、関係者の十分な理解を得ること

◆山梨県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
高校	5泊6日以内	規定なし	全日制2年又は3年 定時制3年又は4年	原則として80%以上	規定なし	30人につき1人をくぐってはならない+引率責任者	車船機中泊は、いずれか1回を原則とする
特別支援学校 小・中・高	小：2泊3日以内 中：3泊4日以内 高：5泊6日以内	規定なし	原則として最高学年	原則として80%以上	小：近接都県 中：関東・中部・近畿 高：高校に準ずる	小・中：4人につき1人をくぐってはならない+引率責任者 高：6人につき1人をくぐってはならない+引率責任者	小・中：車船機中泊は行ってはならない 高：車船機中泊は、いずれか1回に限り行うことができる

◆長野県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小：1泊2日以内 中：2泊3日以内 高：3泊4日 ☆(海外)3泊4日を原則とする	小・中・高：家庭の経済的負担を考慮し、費用の節減を図る 高：費用は110,000円を上限とする(海外は国内旅行の2割増程度)	小：6年 中：3年 高：最高学年又はその前学年(後期)	小・中・高：100%	小：はなはだしく遠隔地を避ける 中：規定なし 高：規定なし	小・中： (学級数×2+2) 高：20~30名につき1名	高：海外旅行は1年前までに県教委に相談する。 実施2ヶ月前までに「修学旅行実施計画表」を県教委に提出する
特別支援学校 小・中・高	小：1泊2日以内 中：2泊3日以内 高：3泊4日以内を原則とする	小・中・高：家庭の経済的負担を考慮し、費用の節減を図る	小：6年 中：3年 高：最高学年又はその前学年(後期)	小・中・高：原則として全員参加	小・中・高：規定なし	小・中・高： (学級数×2+2)名	高：国内の航空機利用については、実施2ヶ月前までに提出する「修学旅行実施計画書」に「航空機利用計画」を記載しておくこと

◆岐阜県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小：1泊2日以内 中：原則として2泊3日以内 高：国内外ともに、原則として3泊4日以内	小・中：規定なし 高：必要最小限の額とする	規定なし	原則として全員とする	小・中：規定なし。 ただし、海外は当該市町村教育委員会および、教育事務所とあらかじめ協議する。 高：教育的見地に立ちねらいが十分達成できるような目的地。海外はあらかじめ県教委と協議すること	小；20名につき1名、別に責任者1名(分校参加については、教諭1名) 中；25名につき1名、別に責任者1名 高；30名につき1名、別に責任者2名	小：車船中泊はしない 中：車船中泊は1泊とみなす 高：車船中泊はできるだけ避けることとし、やむをえず行う場合は1泊とみなす 航空機の利用については、学校において慎重に検討するものとする
特別支援学校 小・中・高	同上					小・中・高： 5人につき責任者・教諭・寄宿舎指導員各1名	同上

◆静岡県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小：1泊2日～3泊4日程度 中：1泊2日～3泊4日程度 高：規定なし	小・中：保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減を図ること 高：保護者の経済的負担を考慮して、各学校が定める適正な額とする	規定なし	小・中： 事前に児童生徒一人一人の健康状態を調査し、心配のある者の参加については十分配慮すること 高： 原則として当該学年生徒全員	限定なし	小・中：原則として1学級2人以内とし、これに児童生徒に対する救急処置及び救急体制に関する業務のできる者又は養護教諭並びに責任者を加えた人数とする 高：原則として、引率責任者、養護教諭(又はこれに準ずる教員)各1人、及び1学級につき教員2人とする	小・中：規定なし 高：車船機中泊…生徒の健康・安全の確保に配慮し、全体として無理のない旅行計画を作成するよう努める。 海外修学旅行、航空機利用…保護者の十分な理解・同意が得られるようにする
特別支援学校 小・中・高	小：1泊2日以内 中：2泊3日以内 高：4泊5日以内	前年度の学部別平均額を参考とし、保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減に努めること。	小：6年を原則 中・高：最上学年又はその前年の9月以降	疾病等やむを得ない理由で参加が困難な児童生徒以外は全員参加を原則とする	児童生徒の実態を考慮し、教育的効果が上がる場所を選定する	引率者数は、該当学年の担任、引率責任者及び児童生徒の健康・安全に関わる教員を加えた人数を基準とする。ただし、参加児童生徒の実態や人数によって増減を考慮する	小・中：航空機利用及び車船中泊は認めない 高：車船機中泊1泊以内 航空機利用可、航空機利用の場合は安全対策を明記し実施計画書に添付して届け出る

◆愛知県

校種	旅行期間	旅 費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小；1泊2日以内 中；2泊3日以内 高；3泊4日以内 ☆(海外)4泊5日以内	小・中；保護者の負担を考慮してその軽減に努める  高；上限80,000円程度(消費税含む) (海外)上限125,000円程度(消費税含む)	小・中；最上学年 高；最上学年又はその前学年	小・中：100% 高：全員参加を原則とし、80%を下らないものとする	小；郷土を中心として近隣府県 中；中部、近畿、関東 高；限定しない、海外の場合、現地事情等について十分な調査と検討を行った上で選定する	校長等の引率責任者1名及び別途定める区分による教員数を標準とする。また、このほか養護教員等の保健担当者1名を加えることができる	高：車船中泊は1泊まで可 (ただしバス車中泊は不可) ：海外修学旅行を実施する場合、立案の段階で1年前までに県教委の指導をうける
特別支援学校	小・中・高	上記基準に準ずる		全員参加を原則とし、80%を下らないものとする	上記基準に準ずる	校長等引率責任者1名；盲・知肢病；小3人につき1名、中・高；4人につき1名、ろう；小4人につき1名、中5人につき1名、高6人につき1名；このほか保健担当者1名を加えることができる	上記基準に準ずる

◆三重県

校種	旅行期間	旅 費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町教育委員会の定める基準による						
高	生徒の健康及び安全面等に十分配慮し、適切に定める	目的の達成と保護者の経費負担を考慮した適正な額を、校長が定める。	各校の全学年を通じた教育計画に位置づけた学年で実施。	できるだけすべての生徒が参加するように配慮する。	国内規定なし。いたずらに遠隔地を選ぶことなく学習目的に即応した適地を選ぶ。海外修学旅行の実施にあたっては学校、学科、コースの特色との関連を考慮し、効果的な国際理解教育等ができる目的地を選定する。海外旅行については、国際交流や国際理解等に係る教育活動と位置づけ、特に実施のねらい、教育的意義を明確にして実施するものとする。	校長、教頭もしくはそれにかわる責任者のほか、少なくとも当該参加学年の学級担任教員及び養護教諭等が引率者として参加するものとする。	海外修学旅行を実施しようとする時は、実施1年前までに県教委と協議するものとする。
特別支援学校	小・中・高	小；34,000円以内 中；58,700円以内 高；67,900円以内	各校の全学年を通じた教育計画に位置づけた学年で実施。	できるだけすべての児童又は生徒が参加するように配慮する。	児童又は生徒の学習効果の向上を図るとともに、その健康及び安全の保持に配慮する。	校長、教頭もしくはそれにかわる責任者のほか、少なくとも当該参加学年の学級担任教員及び養護教諭等が引率者として参加するものとする。	

◆滋賀県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他
市町村教育委員会の定める基準による							
小・中	県立 3泊4日以内 国内航空機利用の場合は最大 2泊3日	全員参加できる 程度の額	在学中1回とし、 最上級学年または その前年に実施するものとする	全員参加を原則とする	規定なし	1学級につき教職員1.5~2名とし、学 校の実態、旅行の形態などを考慮して 決定する	
特別支援学校	小・中・高 小：1泊2日 中：3泊4日以内 高：4泊5日以内	児童生徒が全員 参加できる程度 の額であること、経費の総額 は交通費(実績) の2倍を基準額 とする	在学中1回とし、 最上級学年または その前年に実施するものとする	全員参加を原則とする	規定なし	児童生徒3名につき教職員1名とする。 ただし、参加児童生徒が3人以下の場 合でも、少なくとも2人とする。 重度の障害児の場合はこの限りでない。	

◆京都府

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	小・中；各市町村(組合)教育委員会の定める基準 による		小：6年 中：1年~3年	全員参加が原則	規定なし	生徒の健康安全に十分配慮 した計画とすること	航空機の利用。 小・中；市教委規定あり 高；海外への場合は事前に府教委と協議
			原則として4泊5日以内 ☆(海外)6泊7日以内				
特別支援学校	小・中・高 小学校・中学校・高等学 校それぞれに準拠	小学校・中学校・高等学 校それぞれに準拠	小学校・中学校・高等学 校それぞれに準拠	全員参加が原則	規定なし	児童生徒の実態による	小・中・高；高等学校の基準に準じる

◆大阪府

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
高	4泊5日以内 ☆ただし、海外は、やむを得ない事情で4泊5日を超えて実施する場合は協議すること。	保護者の過重な負担にならないように節約に努めること (徴収に当たっては一時に過重な負担にならないよう配慮する)	修業年限が3年の課程は2学年以降、4年の課程は3学年以降	原則として 全員参加	国内は規定なし 海外は効果的な国際理解教育が実施できる条件を備えていること	規定なし	往復の車船中泊はできるだけ避ける 航空機利用は認める
特別支援学校	小・中・高 1泊2日以内 3泊4日以内 4泊5日以内 ☆高：ただし、海外は、やむを得ない事情で4泊5日を超えて実施する場合は協議すること。	できるだけ節約に努め、徴収に当たっては、一時に過重な負担にならないよう配慮する	小・中；最終学年高；第2学年以降	全員の参加を原則とする	海外は効果的な国際理解教育が実施できる条件を備えていること。 国内は規定なし	規定なし	往復の車船中泊はできるだけ避ける 航空機利用は認める

◆兵庫県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町組合教育委員会の定める基準による						
高	6泊7日以内 ☆海外も同じ	80,000円程度 海外は3割増程度	規定なし	規定なし	規定なし 海外も認める	全日制 (参加生徒25名につき1名) 定時制・通信制 (参加生徒20名につき1名)	高；航空機の利用を認める、 夜行バスの利用は避ける
特別支援学校	小・中・高 小；1泊2日以内 中；2泊3日以内 高；4泊5日以内 ☆(海外)7日以内	小；20,000円 中；47,000円 高；80,000円 (海外は3割増程度まで)	規程なし	小・中・高； 原則として全員参加	海外への申請は 高等部に限る	原則として、視覚特別支援学校にあっては、両目の視力の和が0.01以下の児童生徒2名につき1名。その他の児童生徒4名につき1名とする。聴覚特別支援学校にあっては児童生徒4名につき1名とし、その他特別支援学校にあっては児童生徒3名につき1名とする。	所要時間は、児童生徒の実態に十分配慮し、所要経費については保護者の過重な負担にならないよう留意する。 夜行バスの利用は避ける。



## ◆奈良県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
高	4泊5日以内 海外も同じ	国内:80,000円以内(税別) 海外: 県教育委員会と協議	ほとんど2年で実施 している	全員参加を原則とする	指定せず	なし	航空機の利用を認める 海外については、1年前までに事前協議が必要
特別支援学校 小・中・高	小:1泊2日以内 中:2泊3日以内 高:4泊5日以内 海外も同じ	小:20,000円以内(税別) 中:50,000円以内(税別) 高:80,000円以内(税別)	小:6年 中:3年 高:2年又は3年	全員参加を原則とする	指定せず	児童生徒の実態に 応じて決定する	高:航空機の利用を認める 海外については、1年前までに事前協議が必要

## ◆和歌山県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	設置する教育委員会の定める基準による						
高	4泊5日以内 海外も同じ	74,000円を上限とする (海外の場合は、国内の2割増 程度とする)	規定なし	全員参加を原則とする	日本国内 海外の場合は近隣のアジア地域	特に規定なし	原則として車・機中1泊まで 航空機利用を認める 国内修学旅行は実施1か月前までに、実施計画 書に關係資料を添付の上、教育長に届け出る。 海外修学旅行等は実施3ヶ月前までに、実施計 画書に關係資料を添付の上、教育長に届け出る
特別支援学校 小・中・高	小・中;上記小・中の基準に準ずる  高;上記高校の基準に準ずる			小;県内・京阪神 中;京阪神、東京 高;九州、東京、北海道、沖縄		特に規定なし	高;航空機利用を認める 海外修学旅行を認める

◆鳥取県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
高	高；4泊5日以内 ☆(海外)5泊6日以内	保護者の負担過重とならないよう必要最小限度とする。	最終学年又はその前学年を原則とする。	大多数の生徒が参加するものとする。	日数、経費、安全及び学校の実態等を考慮し、あらかじめ計画された旅行目的が達成できるよう選定する。	1学級につき2名が基準 1学級の場合4名、2学級の場合5名	(国内) 宿泊を伴うものについては、実施2週間前までに届出書を提出。計画を変更したいときは、直ちにその旨を届出。  (海外) 新規・旅行地等変更は実施1年前までに計画書提出。実施4ヶ月前までに届出書提出。旅行地：韓国・中国等のアジア近隣諸国、オセアニア諸国(外国語科・コース)
特別支援学校 小・中・高	小；1泊2日以内 中；2泊3日以内 高；4泊5日以内	保護者の負担過重とならないよう必要最小限度とする。	最終学年又はその前学年を原則とする。	全員参加を原則とする	日数、経費、安全及び学校の実態等を考慮し、あらかじめ計画された旅行目的が達成できるよう選定する。	特別支援学校(盲・聾学校を除く)の場合、小学部、中学部及び高等部は、2名につき1名を原則とする(重度・重複障がいの児童・生徒を含む場合には、当該児童・生徒1人につき1名)。 盲・聾学校の場合、小学部は6名までは2名、6名を超える場合は、その超える人員を3で除した数を加える。中学部は8名までは2名、8名を超える場合は、その超える人員を4で除した数を加える。高等部は10名までは2名とする。10名を超える場合は、その超える人員を5で除した数を加える。いずれも1未満の端数を生じた場合は切り上げる。ただし、小学部、中学部及び高等部において、重度・重複障がいの児童・生徒を含む場合には、当該児童・生徒1人につき1名とする。	車(船)中泊は行わない

◆島根県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
高	5泊6日以内 ☆(海外)同じ	保護者の経済的負担を考慮すること	2~3学年が望ましい	全員参加を原則とする	基準なし	30名まで2名、30名増す毎に1名増員を原則とする	海外旅行は県教委と協議
特別支援学校 小・中・高	1泊2日 3泊4日以内 5泊6日以内	保護者の経済的負担を考慮すること	規定なし	全員参加を原則とする	基準なし	児童・生徒の実態による	海外旅行は県教委と協議

◆岡山県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他
小・中	県市町村教育委員会の定める基準による					1学年1学級の時、30名まで3名、30名を超えれば4名、1学年2学級以上の時、2学級で1学級が30名まで5名、30名を超えれば6名、3学級7名、4学級9名、以下1学級増すごとに1名増とする	
高	4泊5日以内 ☆(海外)5泊6日以内	保護者の負担過重にならないようにする	2年又は3年	80%		30名まで3名、1~25名増せば1名増	
特別支援学校 小・中・高	小：1泊2日以内 中：2泊3日以内 高：4泊5日以内 *海外は5泊6日以内	保護者の負担過重にならないようにする	小・中： 原則として卒業学年 高： 卒業学年またはその前年	80%	規定なし	児童・生徒の実態に応じる。	

◆広島県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小	市町教育委員会の定める基準による						
中 県立	中：3泊4日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	最終学年 又はその前年とする	全員参加を原則に90%程度以上とする。 定時制通信制は別途考慮する	規定なし	学級数×2+引率責任者1名を加えた数以内とする。 この中に救急看護・保健衛生の担当者を加えること	県立高：海外修学旅行実施の場合、実施予定の前年度の7月末日までに計画書を提出する
	高 4泊5日以内 海外も同じ						
県立特別支援学校 小・中・高	小学部：1泊2日以内 中学部：3泊4日以内 高等：4泊5日以内	保護者負担を配慮した適切な額とする	最終学年 又はその前年とする	事情に応じて別途協議する	規定なし	別途考慮する	上に準ずる

◆山口県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	2泊3日以内	40,000円程度	実態として3年	全員参加が望ましい	関西以西	生徒が30人までは2人、30人を越える時は(生徒数-30)÷30+2名程度とする	
高	5泊6日以内	目的に必要とされる適正な額	実態として2年	80%以上	特に定めはない		海外修学旅行の場合、実施2ヶ月前までに承認申請書を委員会に提出承認を受ける
特別支援学校 小・中・高	1泊2日以内 2泊3日以内 5泊6日以内	18,000円程度 40,000円程度 目的に必要とされる適正な額	実態として6年 " 3年 " 2、3年	小・中； 全員参加が望ましい 高；80%以上	隣接県程度 関西以西 特に定めない	小・中・高；児童生徒の心身の発達段階、男女の別、養護等の立場を考慮し、適切な人数とすること	

◆徳島県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日を標準とする	経費の節減に努力すること	規定なし	原則、全員参加。 少なくともその学年に在籍する生徒数の80%を超える者が参加できるよう配慮する	安全が確保でき、修学旅行の趣旨が十分達成できるとともに、経費的にも無理のない地域を選ぶこと	引率責任者と必要な教員数(1学級につき2名を標準とする)を確保するとともに養護教諭等の参加についても配慮する	往復を船車機中泊にすることは避ける
高	4泊5日を標準とする ☆(海外) "						
特別支援学校	小:1泊2日を標準とする 中:3泊4日 " 高:4泊5日 "	経費の節減に努力すること	規定なし	原則、全員参加。 少なくともその学年に在籍する生徒数の80%を超える者が参加できるよう配慮する。ただし、その事情に応じて考慮すること		引率責任者と必要な教員数(1学級につき2名を標準とする)を確保するとともに養護教諭等の参加についても配慮する(児童・生徒の障害の状態にあった必要な教員数を確保する)	小;船車機中泊にすることは避ける 中;往復を船車機中泊にすることは避ける 高;往復を船車機中泊にすることは避ける

◆香川県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小	市町教育委員会の定める基準による						
中	3泊4日以内	保護者の負担の軽減に努める	規定なし	規定なし	修学旅行の目標を十分達成できる地域を選び、計画・実施するものとする	(学級数×1.5名)+養護教諭	
高	4泊5日以内 ☆(海外) "		規定なし	規定なし		30名につき1名+引率責任者、養護教諭	
特別支援学校	小;1泊2日以内 中;3泊4日以内 高;4泊5日以内	保護者の負担の軽減に努める	小;6年又は5年 中;3年又は2年 高;高に準ずる	規定なし	修学旅行のねらいを十分達成できる地域を選び計画、実施するものとする。ただし、中学部においては近畿、中国、又は九州地方の地域、小学部においては、近畿、中国又は四国地方の地域に限る。高等部は高に準ずる	視覚障害、肢体不自由児;2名につき1名+養護教諭。 知的障害、聴覚障害、病弱;4名につき1名+養護教諭 (いずれも重複障害の場合は2名につき1名)、引率責任者	船中・車中泊は行なわないものとする

◆愛媛県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町教育委員会の定める基準による。						
県立中	前期課程 4泊5日以内	国内、外国を問わず、その経費の上限を設けず、保護者の経済的負担に配慮した適切な金額。	前期課程において1回	規定なし	規定なし	参加生徒数30名程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。 女子生徒が参加するときは適当数の女子教職員を含める。	車船中泊を認める。 外国への旅行を認める。 航空機利用は教育委員会の承認を必要としない。
	後期課程 5泊6日以内 高校 5泊6日以内、 海外同じ		後期課程において1回	規定なし	規定なし		
高	(以下、後期課程、高校と同じ) 但し特別な事情がある時は教育長と協議の上、当該限度を超えて実施することができる。		在学中1回	規定なし	規定なし	参加生徒数30名程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。 女子生徒が参加するときは適当数の女子教職員を含める。	
特別支援学校 小・中・高	小：1泊2日以内 中：4泊5日以内 高：5泊6日以内	小；原則 21,360 円以内 中；原則 57,140 円以内 高；原則 106,730 円以内 外国への旅行の場合は教育委員会と事前協議	在学中各部において1回	規定なし	規定なし	児童・生徒5名程度につき1名以上、総数2名以上で校長が決定する。 女子児童・生徒参加の場合、適当数の女子教職員を含む。	高；車船中泊を認める。 外国への旅行を認める。 航空機利用は教育委員会の承認を必要としない。

◆高知県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	4泊5日以内	保護者の負担過重とならない必要最小限度の額	規定なし	10分の9以上	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加生徒数20人以下の場合：引率教員2人までは県費から旅費を支給する。(但し、連合で実施する場合、団長または養護教諭を派遣する学校以外は1人とする)</li> <li>参加生徒21人以上40人以下の場合：引率教員3人までは県費から旅費を支給する。</li> <li>参加生徒が41人以上の場合： 中：参加生徒数÷40×1.5人(1未満の端数は切り上げ) ※ 障害児学級生徒が参加する場合は1人の引率教員を加算できる</li> </ul>	航空機については規定なし
	高			5泊6日以内 ☆海外：国内に準ずる			
特別支援学校 小・中・高	小；2泊3日以内 中；4泊5日以内 高；5泊6日以内						

◆福岡県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
高	基準なし	保護者の経済的負担及び修学旅行の教育的効果を十分考慮して、校長が定める必要最小限の額	規定なし	80%	基準なし	学級数×1.5 原則として3名を下回らない	県立中学校、中等教育学校は高校に準ずる。
特別支援学校 小・中・高	基準なし	保護者の経済的負担及び修学旅行の教育的効果を十分考慮して、校長が定める必要最小限の額	規定なし	80%	基準なし	小・中・高；学級数×2.0 原則として3名を下回らない	

◆佐賀県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町教育委員会の定める基準による						
県立中	高校に準ずる(「佐賀県立学校の修学旅行に関する実施基準」を適用する)						
高	5泊6日以内 (期間を超える場合 教委と協議) ☆(海外)5泊6日以内	極力低廉になるよう努め、 保護者の経済的負担に配慮する	在学中1回	規定なし	国内基準なし。 海外は韓国・中国・東南 アジア(その他は教育委 員会と協議)	30名につき1名+保健担当 (30名未満2名以上) 団長は校長又は教頭 (海外の保健担当者は養護教諭)	航空機利用を認める 佐賀空港を利用するチャーター便を利用 する場合、機材が2便以上となる場合は 引率教員を1名加えることができる
特別支援学校 小・中・高	小・中・高；高校に準ずる(「佐賀県立学校の修学旅行に関する実施基準」を適用する)						

◆長崎県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	原則高等学校基準に準じる。ただし、旅費は75,000円程度を上限とする。						
高	5泊6日以内 ☆(海外) "	国内・韓国; 83,000円程度、 中国; 122,000円程度を上限とする。 (旅券取得費用及び出入国税を除く)	規定なし	60%以上 (休業日は40%以上)	国内は規定なし。 海外は中国並びに韓国を原則とする。	30名につき1名を基準とし、 2名以上 (引率責任者は、原則として、 国内は教頭、海外は校長)	
特別支援学校	小; 1泊2日以内 中; 2泊3日以内 高; 5泊6日以内	特別支援教育就学奨励費負担金の限度額以内とする。	規定なし	60%以上	小・中: 海外旅行は認めない。  高: 規定なし	児童生徒の実態により考慮	車船中泊については小・中・高とも事情により認めるが、バス泊については認めない

◆熊本県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日以内	63,000円を上限とする	規定なし	3分の2以上	国内		国内の航空機利用を認める (保護者の同意をうる)
高	5泊6日以内 ☆(海外) 5泊6日以内	国内: 85,000円を上限とする 国外: 韓国 84,000円、 中国・台湾 105,000円を上限とする			国内は規定なし 海外は原則として韓国、中国、台湾	1学級 : 3名 2~4学級 : 学級数+1~学級数+2 5学級以上 : 学級数+2	* 県立学校の修学旅行に関する実施基準による
特別支援学校	小: 1泊2日以内 中: 2泊3日以内	特別支援就学奨励費負担金の支給額を上限	規定なし	3分の2以上	小: 九州(沖縄を除く)までの範囲 中: 九州、山口及び広島までの範囲	1学級 (学級数+1)~(学級数+2) 2学級以上(学級数+2)~(学級数+3)	
	5泊6日以内	85,000円を上限			国内は規程なし 海外は原則として韓国、中国、台湾	1学級 (学級数+1)~(学級数+2) 2学級以上(学級数+2)~(学級数+3)	



◆大分県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他
小・中	市町村教育委員会の定める基準による						
県立中	3泊4日以内	保護者の経済的な負担 過重にならないように する	最高学年又はその前年	80%以上	制限なし (関西以東及び海外の場合は 4泊5日を認める)	引率責任者は原則として校長又は副校長とし やむを得ない場合は校長等に代わるべき教員 が当たる 参加生徒数数に応じて定める	
	高			5泊6日以内			
特別支援学校	小	保護者の経済的な負担 過重にならないように する	最高学年又はその前学年	80%以上	近県	学校の特長性を考慮して、さらに必要数の教員 を加えることができる	
	中				3泊4日以内		
	高			5泊6日以内	70%以上		

◆宮崎県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小; 2泊3日以内 中・中等教育前期; 3泊4日以内  高・中等教育後期; 6泊7日以内	保護者の経済的負担が 過重にならない金額	小・中・高; 在学中1回  中等教育; 前期・後期で各1回	中・中等教育前期; 原則として95%以上  高・中等教育後期; 原則として80%以上	規定なし	引率責任者を除き、 生徒1人~30人につ き1人を上回らない こと	航空機利用は十分な合理性が認められる場合  海外修学旅行については、いくつかの条件を満 たした場合に承認する。また、申請書等は実施 90日前までに提出する
特別支援学校	小; 2泊3日 中; 3泊4日 高; 4泊5日以内 ☆(海外)協議	保護者の経済的負担が 過重にならない金額	小・中・高; 在学中1回	原則として全員参加	児童生徒の障がいの 状態や発達段階、現 在の健康状態等を十 分考慮するとともに、 教育的に意義の ある目的地を選択	児童生徒の障がいの 状態等に応じて 各学校で適切に定 める	航空機利用は十分な合理性が認められる場合  海外修学旅行については、いくつかの条件を満 たした場合に承認する。また、申請書等は実施 90日前までに提出する

◆鹿児島県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小;原則1泊2日以内 中;原則3泊4日以内 高;原則5泊6日以内 ☆(海外) "	小・中;所属教育委員会と協議 高;国内:90,000円程度 韓国:100,000円程度 中国・東南アジア(台湾を含む): 120,000円程度	規定なし	小・中;90%以上 高;65%以上	規定なし	参加者の数に応じて(早い時期に)決定する引率責任者(校長又はそれに代わる者)、女子児童生徒がいる場合女子教員を加える、他、規定なし	航空機利用も可 高等学校については、旅費について特別の事情がある場合は事前に県教委と十分協議すること
特別支援学校 小・中・高	小・中・高の基準に準ずる					小・中・高の基準に準ずる	

◆沖縄県

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小;1泊2日以内 中;3泊4日以内 (但し、船中泊は除く) 高;6泊7日 (船中・航空機中泊を除く) ☆(海外) "	保護者の経済的負担の軽減に努める	小;6年が多い 中;2年又は3年が多い 全日制;2又は3年 定時制、通信制;3年	小、中:90%以上 高: 学年、学科、コース 単位の実施で70%以上の参加が望ましい	小・中: 修学旅行のねらいや 安全の確保、保護者の 経済的負担等も十分 考慮し決定すること。 高:海外も認める	小・中; 25名につき1名+責任者+養護教諭 (配慮の必要な児童生徒に対して 5名につき1名増員できる) 高;30名につき1名	小・中: 利用交通機関は学校の事情 を十分考慮し、往復とも船 舶又は航空機を利用するこ とができるものとする  高;往復航空機利用可
特別支援学校 小・中・高	小:1泊2日 中:3泊4日以内 (船中泊を除く) 高:4泊5日以内 (船中泊を除く)	保護者の経済的負担の軽減に努める	最高学年か又はその前 学年	小・中・高、過半数 以上ある場合に実施	小・県内 中;九州圏域まで 高;広域関東圏域まで	小・中; 児童生徒3人につき1人、但し、 学級及び車椅子利用で全面介助を 要する児童生徒1人につき1人 高;生徒5人につき1人、ただし 書きは小・中と同様	小;宮古、八重山地区往復 航空機利用可 中・高;往復航空機利用可

●札幌市

校種	旅行期間	旅 費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	<p>小；1泊2日以内 中；3泊4日以内 (航空機利用は2泊3日以内)</p> <p>高；5泊6日以内 (航空機利用は4泊5日以内)、海外は4泊5日以内(機内泊1日以内) ただし、オセアニア地域の場合は教育長と協議の上5泊6日まで延ばすことが可能</p> <p>中等教育学校：5泊6日以内(機内泊1泊以内)</p>	<p>小；21,000円以内 中；2泊3日59,500円以内、 3泊4日68,000円以内 (航空機利用は68,600円以内)</p> <p>高・中等教育学校； 旅行日数等に応じ必要最小限にとどめる。 ただし海外は 4泊5日157,400円以内、 5泊6日173,000円以内 (「燃油サーチャージ」を含めない)</p>	<p>小・中； 最終学年とする</p> <p>高； 最終学年又はその前年度とする</p> <p>中等教育学校；後期課程とし学校において定めることとする</p>	<p>全員参加を原則とする</p>	<p>中；道内、東北地方及び関東</p> <p>高；日本国内または海外(アジア・オセアニア地域)。 ただし、海外で実施する場合には事前に教育長と協議する</p> <p>中等教育学校；海外(アジア・オセアニア地域)</p>	<p>人数規定はないが、小・中学校の引率旅費については、修学旅行引率旅費基準による</p>	<p>小； 車中泊は避けること、利用交通機関は、鉄道、バス及びフェリー</p> <p>中； 車船中泊は避けること、利用交通機関は、鉄道、バス、フェリー及び航空機(航空機利用は2泊3日以内とし、68,600円を上限とする)</p> <p>高； 車船中泊は2泊以内、利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー</p> <p>中等教育学校；利用交通機関は鉄道、航空機、バス及びフェリー</p>
特別支援学校	<p>小学部、中学部及び高等部における修学旅行は、それぞれ小学校、中学校及び高等学校に準拠することを原則とする なお、児童生徒の障害の種類、程度等に応じたねらいを設定し、管理上十分配慮した計画を立案し、適切に実施するよう、万全を期すること</p>						

●仙台市

校種	旅行期間	旅 費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	<p>小・中； 校長が適切と判断する日数とする。</p> <p>高；4泊5日以内 ☆(海外) 〃</p>	<p>小・中； 校長が適切と判断する金額とする。</p> <p>高；国内 91,000円 海外 162,000円</p>	<p>最高学年又はその前学年</p>	<p>原則として全員参加</p>	<p>規定なし</p>	<p>児童生徒40人以下の時は2人、40人を超えるときは、その超える数に対して、20人ごとに1人を加算した数を原則とする。 引率教職員の中には救急看護の心得のある者を含める</p>	<p>小・中・高； 実施計画の立案に当たり、この基準によりがたい時は、校長は、あらかじめ仙台市教育委員会と協議し、承認を受けるものとする</p> <p>高；海外修学旅行実施に当たっての基本方針等は別に定める</p>
特別支援学校	<p>小・中・高の基準に準ずる</p>						

●さいたま市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小 中 高	小；1泊2日以内 中；2泊3日以内 高；4泊5日以内 海外修学旅行 4泊5日以内	小・中： 目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して、適正な額とする。 高： 目的の達成と保護者の経済的負担を十分に考慮し、低廉で適正ながくとする。	小・中： 在学中1回に限り、最終学年又はその前学年において実施する。 高： 在学中1回に限り、中・高学年において実施する	小・中： 学年人数の85%を下らないものとする。 高： 学年人員の70%を下らないものとする	規定なし 高：目的を達成できる諸外国とする	引率者の人数は、参加児童・生徒数15～30人に対し教員1人を基準とする。 (特別支援学級にあつては参加児童・生徒数5人に対し1人を原則とする。) 引率者の数は、引率責任者及び養護担当教員は除き、参加児童生徒数15～30人に対し教員1人を基準とする。 ただし、特別支援学級においては参加児童生徒数5人に対し教員1人を原則とする。 高：参加生徒15～30人に対して教員1人とする。ただし、引率責任者及び保健責任者は別枠とすることができる。	中：特に必要と認める場合は、実時間72時間を超えない範囲で車中泊1泊を加えることができる。 高：必要がある場合は実時間120時間を越えない範囲で車中泊1泊を加えることができる。 高：〔国内〕航空機利用の条件 (1) 航空機の利用について、あらかじめ参加生徒及び保護者同意を得ること。 (2) 航空機利用に伴う緊急事態に対応できる方策をあらかじめ講じておくこと。
特別支援学校 小・中・高	小・中・高の基準に準じる						

●千葉市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小 中 高	小・日帰り 中；1年(日帰り) 3年(2泊3日) 高；4泊5日以内	保護者の負担過重と ならない範囲	小；6年 中；1・3年 高；規定なし	小・中；原則として全員参加 高；該当学年の在籍数の 80%以上	規定なし	小・中；児童生徒30名につき1名 高；学級数×1.5+養護教諭又は保健衛生の心得のあるもの(引率責任者は除く)、8学級以上の学校においては、更に1名を加えることができる	高；車船中泊を連続することは避ける
特別支援学校 小・中・高	小・中・高の基準に準ずる						

●横浜市

校種	旅行期間	旅 費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	泊数の規定は特に設けない 高校：海外5泊6日以内	経費については保護者への経済的負担を十分考慮し、学校として説明責任を果たせる範囲内とする	小・中；最高学年 高；最終学年又はその前学年	規定なし	規定なし	規定なし 適切な数 (プログラム等による)	中・高；航空機の利用を認める 高；海外の場合は、実施年度前々年度の6月までに高校教育課に事前協議書を提出し協議を行う
特別支援学校	小・中・高	小・中・高の基準に準ずる					

●川崎市

校種	旅行期間	旅 費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小；1泊2日 中；2泊3日 高；4泊5日 海外：5泊6日以内	消費税相当額 (8%適用) 小；17,900円 中；64,800円 高；112,400円 (10%適用) 小；18,300円 中；66,000円 高；114,500円 海外；国内基準額と隔たりのない金額とし、保護者の過重負担を避けるよう十分考慮した金額。	小・中；最高学年 高；在学中1回	原則として100%	小；日光等 中；京都、奈良等 高；北海道南・関西・山陽・沖縄等 海外；治安、衛生、交通機関などの状況が良好であり、学校や学科の教育目標や特色および生徒の実態に照らし、修学旅行のねらいが達成できる地域。	小・中・高； 20名につき1名	小・中・高；船車中泊原則避けるやむを得ない場合 中；車中泊1泊以内 高；車船中泊1泊以内、航空機利用可  小・中学校が鉄道・車および船舶以外の交通機関を使用する場合は、教育委員会への申請・承認により利用可
特別支援学校	小・中・高	小・中・高の基準に準ずる					

●相模原市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	『小学校、中学校、高等学校の遠足、修学旅行について』(昭和43年文部省通達)の趣旨踏まえて、児童・生徒の安全性及び保護者の経費負担に十分に配慮しなければならない』としている。						
高							
特別支援学校 小・中 高							

●新潟市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小：日帰り 5・6学年：2泊3日以内  中：日帰り 2・3学年：2泊3日以内  高：5泊6日以内	特に実施基準はない 学校の裁量による	宿泊を要する修学旅行は 小：5・6学年 中：2・3学年とする	特に実施基準はない 学校の裁量による	特に実施基準はない 学校の裁量による	新潟県の実施基準に準ずる	宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る
特別支援学校 小・中・高	小・中学校に準ずる						

●静岡市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中	1泊2日～3泊4日程度	保護者の経済的負担を考慮し費用の節減を図ること	規定なし	原則として全員参加	目的を十分に踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連及び児童または生徒の安全面を十分考慮して決定する	引率者は、1学級につき教員2名以内で、責任者(校長、教頭又はこれに準ずる教員)、養護教諭(又はこれに準ずる教員)各1名が引率として加わる。	海外を含む航空機利用の場合には所定の届出をする 車船中泊を含む場合には、生徒の健康・安全の確保に配慮し、全体として無理のない計画を作成するよう努める
高	規定なし				目的を踏まえ、学校の特色や日常の学習活動との関連を十分考慮して決定する		
特別支援学校	該当校なし						

●浜松市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他
小・中・高	小・中：1泊2日～3泊4日程度	保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減を図ること				原則として1学級2人以内とし、これに養護教諭(又はこれに準ずる職員)及び責任者を加えた人数とする	

●名古屋市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小；1泊2日以内 中；2泊3日以内 高；3泊4日以内	小；29,000円以内 中；55,700円以内 高；75,000円以内	小；6年 中；3年 高；全日制 2年 定時制 3年又は4年	小・中・高とも100%	各学校で選定	校長等引率責任者1名、及び別途定める基準による教員数を標準とする。 他に養護教員等の保健関係者1名を加えることができる	高；海外の場合は4泊5日以内 120,000円以内
特別支援学校 小・中・高	小；1泊2日以内 中；2泊3日以内 高；3泊4日以内	小；29,000円以内 中；55,700円以内 高；75,000円以内	小；6年 中；3年 高；2～3年	小・中・高とも100%	各学校で選定	小・中；3名につき1名+校長+養護教諭  高；4名につき1名+校長+養護教諭  重度重複障害者が参加の場合は、その事情を勘案して増員できる	

●京都市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小；1泊2日 21,670円 中；2泊3日 57,300円、航空機利用 60,300円 高；2泊3日 57,300円 航空機利用 67,000円 3泊4日 70,500円 航空機利用 80,000円 4泊5日 89,000円		小；6年 中；規定なし 高；規定なし	90%以上	規定なし ☆(海外)教育活動の特色を生かしたものについては認める	小・中；30名につき1名 高；全日制20名につき1名 定時制15名につき1名	車船中泊 小・中；認めず 高；1泊が限度  航空機利用 小；航空機利用認めない 中；条件付で航空機の利用を認める 高；条件付で航空機の利用を認める
特別支援学校 小・中・高	上記基準に準ずる						



●大阪市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小；36時間 (1泊2日程度)  中；60時間以内 ただし夜行便利用の 場合は72時間以内  高；4泊5日以内	小；18,000円程度 中；保護者の過重な負担に ならない範囲 (50,000円程度とする) 高；72,000円程度、 中国120,000円程度、 韓国90,000円程度	小；6年 中；特に定めず 高；特に定めず	原則として全員参加	小；近畿・中国地区内  中；東(関東地方) 西(九州地方までを 原則とする)  高；国内は特に定めず 海外は原則として 中国・韓国に限る	小；学級数×1.5+2名 中；学級数×1.5+2名 程度 高；学級数×1.5+2名 を標準とする	小：夜行列車の利用は認めない日没まで に帰校すること  中：夜行の利用については、JR復路のみ、 船片道のみとする。独自計画(航空機利用 を含む)での実施を希望する場合は、計画 の段階で教育委員会と事前協議し、独自計 画書を提出  高：車船中泊は往路または復路のみを原則 とする。航空機利用は実施1年前に計画書 を提出。 海外修学旅行は実施1年前までに計画書 を提出し、教育委員会の承認を得る。
特別支援学校	小・中・高	特別支援学校は無し					

●堺市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	修学旅行実施基準は特に定めていない。 堺市立学校管理運営規則の中で計画の提出を義務づけている。 保護者の経済的負担を十分に考慮した適切な額とする						
特別支援学校	小・中・高	同上					

●神戸市

校種	旅行期間	旅 費	実 施 学 年	生徒参加率の基準	旅行方面	引 率 者 数	その他（車・船中泊・航空機利用等）
小・中・高	小；1泊2日以内	小；21,670円	規定なし	小・中；90%以上 高；全日制は90%以上 定時制は70%以上	規定なし	学級数×1.5+2名	中；夜行列車は日程上ややむを得ない時に限り集約列車の復路のみ認める。 バスの夜間利用は認めない。 航空機利用を認める。  高；航空機利用を認める 海外修学旅行を計画する場合、実施1年前に市教委と協議し、3ヶ月前までに承認を受ける
	中；72時間以内 （往復新幹線は又は航空機利用は60時間以内）	中；55,000円 （航空機利用の場合 58,000円）					
	高；105時間以内 ☆海外は120時間以内	高；79,000円 海外は3割増し程度 （2019年10月増税の場合）					
特別支援学校	小・中・高	上 記 基 準 に 準 ず る					

●岡山市

校種	旅行期間	旅 費	実 施 学 年	生徒参加率の基準	旅行方面	引 率 者 数	その他
小・中	規定なし					【岡山市の基準】による 1個学年が1学級に編制されている場合、 30人以下3人、30人を超えれば4人。 1個学年2学級以上に編制されている場合、 2学級で1学級が30人以下5人、30人を超えれば6人、 3学級7人、4学級9人、5学級10人、以下1学級増すごとに1人増とする。	
高	県の基準に準じる 【以下、県の基準】 4泊5日以内 ☆(海外)5泊6日以内	県の基準に準じる 【以下、県の基準】 保護者の負担過重にならないようにする	県の基準に準じる 【以下、県の基準】 2年又は3年	県の基準に準じる 【以下、県の基準】 80%		高等学校は生徒30人までに3人、 1～25人までを増すごとに1人増とする。	

●広島市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小：1泊2日以内 中：2泊3日以内 高：4泊5日以内 ☆海外の場合(高等学校)は、事前に教育委員会担当課と協議を行い計画する。	小：27,500円 (消費税を含む) 中：52,600円 (消費税を含む) 高：保護者の負担を配慮した適切な額とする。	小：原則として最終学年 中：原則第2学年 高：最終学年又はその前学年	全員参加を原則とする。	教育効果及び児童生徒の健康状態・安全等を考慮して目的地を選び、無理のない計画を立てる。	小・中：23名に1名 (他に責任者と養護各1名) 高：28名に1名 (他に責任者と養護各1名) 海外：事前に教育委員会担当課と協議を行い、計画すること。	小・中：航空機を利用する旅行は計画しないこと。 高；海外修学旅行は実施予定の前年度の4月末日までに計画がある旨を文書で申し出ること。
中等教育学校	4泊5泊以内 ☆海外の場合(後期)：高等学校と同じ	保護者の負担を配慮した適切な額とする。	最終学年又はその前学年	全員参加を原則とする。	教育効果及び児童生徒の健康状態・安全等を考慮して目的地を選び、無理のない計画を立てる。	前期：23名につき1名 後期：28名につき1名	後期：海外修学旅行は実施予定の前年度の4月末日までに計画がある旨を文書で申し出ること。
特別支援学校 小・中・高	小：1泊2日以内 中：2泊3日以内 高：4泊5日以内 海外：高等学校と同じ。	おおむね小・中・高等学校の場合をめやすとする。	小・中：原則として最終学年 高：最終学年又はその前学年	全員参加を原則とする。	教育効果及び児童生徒の健康状態・安全等を考慮して目的地を選び無理のない計画を立てる。又、児童生徒の障害の状態を考慮して計画を立てる。	2名につき1名を基準として参加児童・生徒の実態に応じて計画すること。 海外：高等学校と同じ。	高：海外修学旅行は実施予定の前年度の4月末日までに計画がある旨を文書で申し出ること。

●福岡市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他(車・船中泊・航空機利用等)
小・中・高	小；1泊2日 中；2泊3日以内 (海外船中泊の場合3泊4日以内)  高；5泊6日以内 ☆(海外) 〃	小；21,000円以内を標準 中；52,500円以内を標準 (海外57,000円以内) 高；特になし	規定はないが 小；6年 中；3年 高；3年又は2年	小・中；100% 高；80%	特に無し	小・中；学級数×1.5+2 (校長を含む) ただし、高；学級数×1.5+1 (校長を含む) 小・中・高； その総数が3名を下らない	小；車船中泊は認めない 中；海外の航空機の利用を認めない 高；航空機の利用を認める 海外 実施1年前までに市教委に実施計画書を提出し、6か月前までに実施協議書による協議を行う (但し継続実施等により実績のある国[地域]については、上記実施計画書の提出及び実施協議書による協議を要しない)
特別支援学校 小・中・高	小；1泊2日以内 中；3泊4日以内 高；5泊6日以内	小；21,000円以内を標準 中；52,500円以内を標準 高；77,000円程度	規定はないが 小；6年 中；3年 高；3年又は2年	小・中・高；100%	特に無し	学級数×2.0(校長を含む)	

●北九州市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他
小・中・高	小；1泊2日 中；2泊3日 高；5泊6日以内	小： 大分・熊本方面 24,562 円以内 長崎方面 25,755 円以内  中：関西方面 57,074 円以内 高：県立高等学校の規定と同様	小：6年 中：3年 高：2年	小；原則として全員参加 中；原則として全員参加 高；県立高等学校の規定と同様	小；大分・熊本方面、 長崎方面 中；関西 高；県立高等学校の規定と同様	小；学級数（普通学級+特別支援学級）×1.8 （3人を下回らない） 中；学級数（普通学級+特別支援学級）×1.5 高；県立高等学校の規定と同様	
特別支援学校	小；小学校に準拠 中；中学校に準拠 高；高等学校に準拠					小；学級数×1.8 中；学級数×1.5 高；左に同じ	

●熊本市

校種	旅行期間	旅費	実施学年	生徒参加率の基準	旅行方面	引率者数	その他 (車・船中泊・航空機利用等)
小・中	熊本市教育委員会の定める基準による						
県立中	該当校なし						
高	5泊6日以内 ☆(海外) 5泊6日以内 ※変更検討中	国内：79,000円程度 国外：韓国、80,000円、 中国、100,000円程度	規定なし	3分の2以上	国内は規定なし 海外は原則として韓国、中国	1学級：3名 2～4学級：学級数+1～学級数+2 5学級以上：学級数+2	国内の航空機利用を認める (保護者の同意をうる)  *県立学校の修学旅行に関する実施基準による
特別支援学校	小；1泊2日以内 中；2泊3日以内 高；5泊6日以内	保護者の経済的負担等を考慮して決定する	規定なし	3分の2以上	国内とするが、児童生徒の心身の負担を考慮して選定する	1学級；2～3名 2学級；4～6名 3学級；6～9名	